平成２５年（フ）第５０７３号
大阪府豊中市箕輪１丁目９番６―101号
破産者　大森　秀逸
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３５８号
大阪市西成区南津守４丁目１―22　スターマンション115―816号室、開始決定時大阪市西成区南津守４丁目３番13―801号
破産者　野元　康彦
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５３７号
大阪市平野区瓜破３丁目２番６号
破産者　乾　　英一
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７０６号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目14番４号
破産者　豊田　幸俊
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６１号
大阪市浪速区恵美須東１丁目15番１号　盛隆ビル201号、前住所大阪市港区市岡１丁目21番41―902号
破産者　長谷川文人
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６２号
大阪市西区九条南２丁目９番１―1206号、申立時の住所大阪市浪速区恵美須東１丁目15番１号　盛隆ビル201号
破産者　長谷川祐子
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０２号
大阪府豊中市刀根山１丁目１番29号
破産者　矢野　寛治
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１０号
大阪府東大阪市宝持４丁目１番21号　宝ハイツ302号室、住民票上の住所大阪府東大阪市若江東町３丁目４番31号
破産者　太田　信隆
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２５号
大阪市浪速区湊町２丁目１番34―414号
破産者　焼田　通雄
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６７４号
大阪市中央区安堂寺町２丁目７番２―703号
破産者　Ｃｕｃｉｎａ　Ｈｏｒｉｋａｎｅこと　堀金　孝則
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６７５号
大阪市住吉区我孫子東２丁目７番８―903号、前住所大阪市住吉区苅田７丁目５番９―507号
破産者　田川　誠二
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７３５号
大阪府茨木市双葉町７―20　グラン・シャリオ双葉403、住民票上の住所東京都葛飾区西亀有３丁目15番８号　ロイヤルロッキー102号
破産者　本間　泰仙
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５２号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―1005号
破産者　知念　惠子
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５３号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―1005号
破産者　知念　盛永
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０５号
堺市南区桃山台１丁３番４―106号、前住所堺市南区三原台２丁５番９号フジパレス三原台402号
破産者　溝口　孝子
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６１５号
埼玉県蕨市塚越７―16―８　リフレ川口703号室、開始決定時の住所大阪府柏原市平野１丁目３番５―506号　アルテール柏原
破産者　鵜城　邦博
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６１７号
堺市西区草部1021番地　11棟405号、申立時の住所堺市西区草部1094番地２
破産者　内藤　　勝
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係